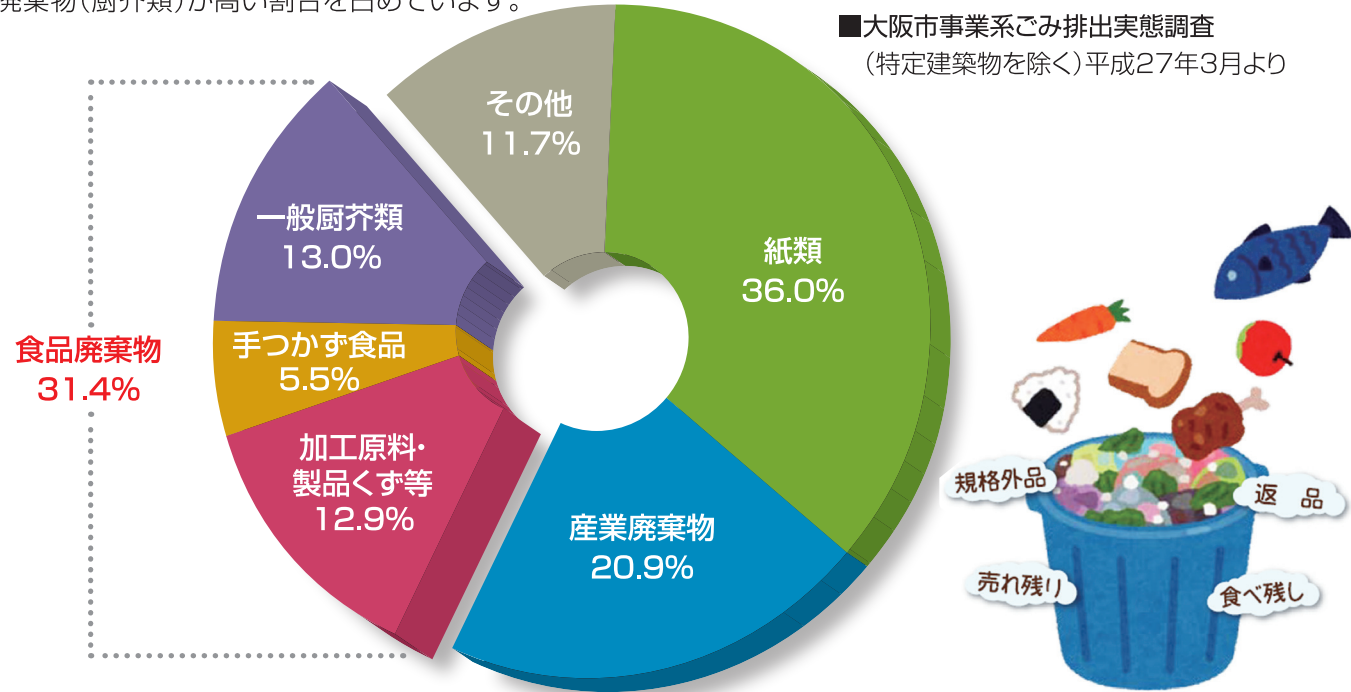


# 食品廃棄物の減量について

## 大阪市の現状

焼却工場において処理されている事業系ごみの組成を見ると、食品の製造、流通、販売過程において発生する食品廃棄物(厨芥類)が高い割合を占めています。



## 食品廃棄物を減らすための取組み

### 1 発生を抑制する

食材の有効利用、食品の販売方法の工夫による売れ残りの削減、メニューの工夫による食べ残しの削減など、無駄を出さないよう努める。

### 2 再生利用する

食品廃棄物のうち再資源化できるものは、飼料や肥料、メタンガス(燃料用)など再生利用することを検討する。

### 3 減量する

水切りを徹底するとともに、脱水、乾燥、発酵などにより減量化に努める。

## 製造

- ◆需要予測精度向上
- ◆製造ミス削減
- ◆賞味期限延長  
年月表示化
- ◆期限設定情報開示

## 卸売

- ◆需要予測精度向上
- ◆売り切り
- ◆配送時の  
汚・破損削減

## 小売

- ◆需要予測精度向上
- ◆売り切り
- ◆小容量販売
- ◆バラ売り

## 外食

- ◆需要予測精度向上
- ◆調理ロス削減
- ◆食べきり運動
- ◆小盛サービス

## 食品ロス削減に関する情報

大阪市ホームページでサイト内検索

大阪市 食品ロス

検索



# 水銀廃棄物の適正処理について

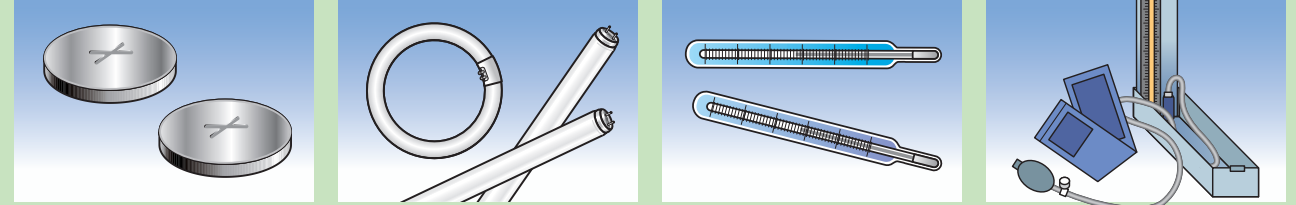
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び施行規則が、平成28年4月1日及び平成29年10月1日改正施行されたことにより、**水銀廃棄物に関する規制が強化されました。**

## 水銀廃棄物について

◎平成29年10月1日以降、次の廃棄物について、新たな対応が必要となります。

### 水銀使用製品産業廃棄物

水銀を使用した製品が産業廃棄物となったもの。(判別できない一部の製品を除く)



具体例：一部の電池、蛍光灯、水銀体温計、水銀式血圧計 など

### 水銀含有ばいじん等・水銀を含む特別管理産業廃棄物

●ばいじん、燃え殻、汚泥、鉍さい、廃酸、廃アルカリで水銀を一定以上含有するもの又は溶出するもの

### 廃水銀等 ※廃水銀等の特別管理産業廃棄物への指定等は、平成28年4月1日から施行済

- ①特定施設において生じた廃水銀又は廃水銀化合物  
(例:水銀を回収する施設、大学等の研究機関、検査業に属する施設、保健所等)
- ②水銀が含まれている物又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀

## 水銀廃棄物に係る新たな対応について(概要)

「収集運搬業」「処分業」の許可証、委託契約書、マニフェスト、廃棄物保管場所の掲示板及び帳簿において、「**水銀使用製品産業廃棄物**」又は「**水銀含有ばいじん等**」が含まれている旨、**明記**することが必要です。

### 水銀使用製品産業廃棄物

- 保管する場合は、他の物と混合するおそれのないように仕切りを設ける等の措置をとること。
- 処理を委託する場合は、「水銀使用製品産業廃棄物」の収集運搬又は処分の許可を受けた事業者へ委託すること。また、水銀回収が義務付けられているもの(液体の金属水銀を含むもの)の処理を委託する場合は、水銀回収が可能な事業者へ委託すること。

### 水銀含有ばいじん等

- 処理を委託する場合は、「水銀含有ばいじん等」の収集運搬又は処分の許可を受けた事業者へ委託すること。また、水銀回収が義務付けられているものの処理を委託する場合は、水銀回収が可能な業者へ委託すること。

### 廃水銀等 廃水銀等について、通常の特別管理産業廃棄物の措置に加えて、以下の新たな措置が必要です。

- 保管・積替える場合は、
  - ①飛散、流出又は揮発の防止のための措置、②高温にさらされないための措置、③腐食防止措置をとること。
- 処理を委託する場合は、「廃水銀等」の収集運搬又は処分の許可を受けた事業者へ委託すること。委託契約書及びマニフェストの廃棄物の種類の欄に「廃水銀等」と記載すること。